

# 遊漁船業者登録の手引

令和6年3月

千葉県農林水産部水産局水産課

## 目 次

1	遊漁船業とは	1 ページ
2	手続の流れ	2 ページ
3	登録の申請	
(1)	登録申請前の準備・確認	3 ページ
(2)	県への登録申請	6 ページ
(3)	登録の通知の受領	6 ページ
(4)	営業開始の準備	8 ページ
4	変更手続	
(1)	登録内容に変更があったときの手続	9 ページ
(2)	業務規程を変更するときの手続	11 ページ
5	遊漁船業者及び業務主任者の責務等	
(1)	遊漁船業者の責務等	13 ページ
(2)	業務主任者の責務等	15 ページ
6	廃業等の手続	18 ページ
7	問合せ先及び書類提出先	19 ページ
	各様式	20 ページ
	記入例	35 ページ
	利用者名簿の参考様式	50 ページ
	インターネットでの公表のイメージ (例)	51 ページ

## 1 遊漁船業とは

船舶により乗客を漁場に案内し、釣り等の方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業を「遊漁船業」といいます。

### (1) 遊漁船業者の登録

「遊漁船業」を営もうとする者は、営業所のある所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、法の適用範囲とされるのは、海面及び以下の内水面です。

したがって、これ以外の内水面で船舶により乗客に釣りなどをさせる場合は登録を受ける必要はありません。

①サロマ湖 ②能取湖 ③風蓮湖 ④温根湖 ⑤厚岸湖 ⑥霞ヶ浦 ⑦北浦及び外浪逆浦 ⑧加茂湖 ⑨浜名湖 ⑩琵琶湖 ⑪中海
--

### (2) 登録の有効期間

遊漁船業者の登録の有効期間は5年間です。

ただし、業務停止命令を受けた場合は1年に、業務改善命令を受けた場合等は3年に短縮されます。

## 2 手続の流れ

**登録申請前の準備・確認** . . . . . 3 ページ



- 船舶検査の受検
- 損害賠償保険の加入
- 業務主任者の選任
- 登録の拒否要件の確認

**県への登録申請** . . . . . 6 ページ



- 遊漁船業者登録申請書
- 添付書類  
(誓約書、住民票の抄本等、保険証券の写し、船舶検査証の写し、  
実務研修証明書、船舶免許証の写し、業務主任者講習会修了証書の写し、  
業務規程 など)

**登録の通知の受領** . . . . . 6 ページ



- 県から登録通知書を送付

**営業開始の準備** . . . . . 8 ページ



- 利用者名簿の備置き
- 標識の掲示
- 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- 遊漁船業者、業務主任者の責務の確認

**営業開始**



- 登録更新の申請（通常5年に1回） . . . . . 3 ページ
- 登録事項変更の届出（登録内容に変更があった場合） . . . . . 9 ページ
- 業務規程変更の届出（業務規程を変更する場合） . . . . . 11 ページ
- 廃業等の届出（遊漁船業を廃止する場合等） . . . . . 18 ページ

### 3 登録の申請

#### (1) 登録申請前の準備・確認

新規登録の申請に当たっては、事前に以下のア～エについて準備・確認をしておく必要があります。

遊漁船業者の登録は通常5年ごとに更新する必要があり、更新の際の手続きは登録の申請と同様です。

更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の30日前までに行わなければなりません。

#### ア 船舶検査の受検

遊漁船として使用する船舶は、小型船舶検査機構（JCI）による船舶検査を受検していなければなりません。受検の有無は、船舶検査証書の有効期間により確認します。

#### イ 損害賠償保険の加入

船舶検査証書に記載された旅客定員1人当たり5,000万円以上の保険に加入している必要があります。

なお、瀬渡しにおいて、複数回往復することで旅客定員以上の人数を瀬渡しする場合であっても1人当たり5,000万円以上の保険に加入している必要があることから「利用定員」という考え方が導入されました。

「利用定員」とは、「瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数」であり、利用定員1人当たり5,000万円以上の保険に加入する必要があります。

#### ※遊漁船の旅客定員を10名とした場合の利用定員

例①・沖合の防波堤に3往復して最大30名を同時に渡す。

→同時に防波堤にいる最大人数の30名。

例②・第1便で最大10名を磯Aに渡し、第2便で最大10名を磯Bに渡す。

→同時に磯Aと磯Bにいる最大人数の20名。

- 例③・第1便で最大10名を防波堤に渡す。  
・第2便で最大10名を同じ防波堤に渡すが、その帰途で第1便の10名を連れ帰る。  
→同時に防波堤と遊漁船にいる最大人数の20名。

- 例④・沖合の防波堤に最大10名を渡し、別途同時に船釣りも行う。  
→同時に防波堤と遊漁船で釣りをさせる最大人数の20名。

## ウ 業務主任者の選任

遊漁船業者は以下の基準を満たした遊漁船業務主任者を選任し、遊漁船に乗り組ませて利用者の安全確保等の業務を行わせなければなりません。

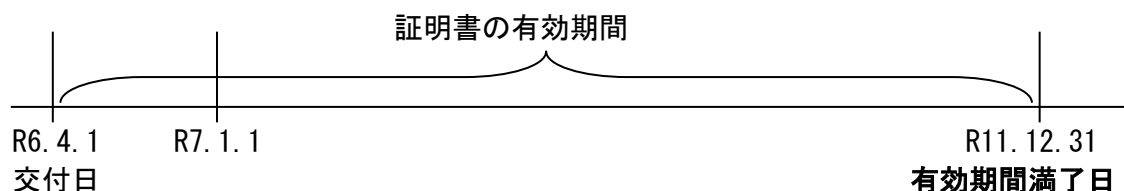
### <業務主任者の選任の基準>

- 海技士（航海）又は小型船舶操縦士（1級又は2級）としての海技従事者免許を受けている者
- 遊漁船業に関して1年以上の実務経験を有する者又は遊漁船業務主任者の指導の下、1日5時間以上の日程で30日間の実務研修を修了した者
- 遊漁船業務主任者講習を修了した者で、講習修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日（交付日が1月1日の場合には同日）から5年を経過していない者★

※以下に該当する者については選任できません。

- ・登録の拒否要件に該当する者
- ・業務改善命令を受け業務主任者を解任され、解任の日から5年を経過しない者

- ★ 遊漁船業務主任者講習修了証明書の有効期間について  
(例) 令和6年4月1日に修了証明書の交付を受けた場合



## エ 登録の拒否要件

次の者は、登録が拒否されます。

- ① 登録取消処分を受けてから5年以内である者
- ② 登録取消処分を受けた法人の役員で当該登録取消処分を受けてから5年以内である者
- ③ 密接関係法人が登録取消処分を受けた法人で、当該登録取消処分から5年以内である法人
- ④ 処分逃れのために廃業をしてから5年以内である者（法人及び法人の役員を含む）
- ⑤ 事業停止命令中である者
- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから5年以内である者
- ⑦ 遊漁船業法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業調整規則等）又は船員法の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行から5年以内である者
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年以内である者
- ⑨ ①、②、④～⑧、⑩に該当する法定代理人
- ⑩ ①、②、④～⑧に該当する役員がいる法人
- ⑪ ⑧の者がその事業活動を支配する者
- ⑫ 遊漁船業務主任者を選任していない者
- ⑬ 利用者の生命又は身体について損害を生じ、その被害者に対しその損害の賠償するための適切な填補限度額の保険契約又は共済契約に加入していない者
- ⑭ 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

## (2) 県への登録申請

営業所所在地を担当する水産課又は各水産事務所に以下のア、イの書類に必要事項を記入し、提出してください。

なお、登録を更新する場合、更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の30日前までに行わなければなりません。

### ア 登録申請書

別記様式第一号により必要事項を記入の上、千葉県収入証紙を貼付してください。

(別記様式第一号 21、22 ページ、記入例 36～39 ページ)

- 新規の場合：千葉県収入証紙 25,000 円分を貼付
- 更新の場合：千葉県収入証紙 19,000 円分を貼付

### イ 添付書類

次ページの一覧を御確認の上、該当するものを添付してください。業務規程も作成して、添付書類として提出してください。

※申請から登録の通知まで 20 日間程度かかります。申請書は時間的余裕を持って、提出してください。

## (3) 登録の通知の受領

遊漁船業者の登録完了後、県より、登録番号及び有効期間を通知します。

登録番号及び有効期間の通知があったら、業務規程の表紙にそれぞれ記載して、営業所及び使用船舶に一部ずつ備え置いてください。

(行政手続等のデジタル化の推進のため、令和6年4月以降は届出済印を押印した業務規程を返送しないこととします。)



登録の申請に必要な書類	個人	法人	留意事項
遊漁船業者登録申請書 (別記様式第一号)	○	○	・千葉県収入証紙を貼付 新規：25,000円分 更新：19,000円分
誓約書(別記様式第二号)	○	○	
誓約書(別記様式第三号の二)	○	○	
申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面(※)	○	○	・住民票は交付されてから3ヶ月以内 ・法人の場合は、その代表者に係るもの ・未成年者の場合、法定代理人に係るものも必要
遊漁船の損害賠償の支払い能力を証する書面 (保険証券・付保証明書等の写し)	○	○	・使用する遊漁船全て必要 ・被保険者が申請者と異なる場合は、保険の同意書(様式34ページ、記入例49ページ)が必要。
遊漁船の船舶検査証書の写し	○	○	・使用する遊漁船全て必要
登記事項証明書		○	・交付されてから3ヶ月以内
役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面(※)		○	・住民票は交付されてから3ヶ月以内
選任する遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面(※)	○	○	・未成年者の場合、法定代理人に係るものも必要
業務規程	○	○	・業務規程例を参照して作成
選任する遊漁船業務主任者の基準に適合することを証する書面			
実務研修・実務経験証明書 (別記様式第三号)	○	○	・選任する遊漁船業務主任者1人につき1枚作成
海技免状(航海)又は一級・二級の小型船舶操縦免許証の写し	○	○	・船長も兼ねる場合、小型船舶操縦士免許においては、特定操縦免許の取得が必要
遊漁船業務主任者講習会修了証書の写し	○	○	・交付日の属する年の翌年1月1日から5年間有効

※これに代わる書面

…運転免許証の写し等。現在有効なもの、かつ氏名、生年月日及び現住所が確認できるもの

#### (4) 営業開始の準備

営業の開始までに次のア～エについて準備が必要です。

##### ア 利用者名簿の備置き

利用者名簿は、営業所ごとに、営業開始前までに備え置き、当該利用の終了の日から1週間保存しなければなりません。

(50 ページ様式例参照)

<必要な記載事項>

- ①氏名、②住所、③性別、④年齢
- ⑤遊漁船利用の開始年月日時及び終了予定の年月日時
- ⑥案内する漁場の位置、⑦緊急時の連絡先

##### イ 標識の掲示等

次の様式による標識を営業所及び遊漁船ごとに掲示するとともに、原則インターネットにより公表しなければなりません※。

- 〔 営業所 別記様式第八号 (32 ページ参照)
- 〔 遊漁船 別記様式第八号、第九号 (33 ページ参照)

##### ウ 利用者の安全確保等に関する情報の公表

利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報を、原則インターネットにより公表しなければなりません※。

##### エ 遊漁船業者及び業務主任者の責務等の確認

遊漁船業を営むに当たり、義務付けられていること等について確認してください (13～17 ページ参照)。

※インターネットでの公表のイメージ(例)は51、52 ページのとおり。

また、常時使用する従業者が1人以下か自社HPを持たない場合は従来の掲示方法が可能。

## 4 変更手続

### (1) 登録内容に変更があったときの手続

登録を受けた後、次のいずれかの事項について変更があったときは、その日から30日以内にその旨を県に届け出なければなりません。

届出をする際は、下記アの変更届出書にイのうち該当する書類を添付の上、提出してください。

#### ア 変更届出書

別記様式第五号により必要事項を記入してください。  
(別記様式第五号 29 ページ、記入例 46 ページ)

#### イ 添付書類

該当するものを添付してください。

変更する事項によっては業務規程の変更も必要になります。  
(業務規程を変更するときの手続 (11、12 ページ) 参照)

#### <変更する事項>

- |                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| ・ 氏名又は名称、住所、法人の代表者氏名            | →①          |
| ・ 営業所の名称又は所在地                   | →②          |
| ・ 遊漁船の名称                        | →③          |
| ・ その他遊漁船に係る変更<br>(旅客定員、遊漁船の追加等) | →⑦          |
| ・ 法人の場合、その役員の氏名                 | →④          |
| ・ 法定代理人に係る変更 (未成年者の場合)          | →⑤ i、ii、iii |
| ・ 遊漁船業務主任者の変更 (追加等)             | →⑥          |
| ・ 損害賠償保険に係る変更 (内容、期間等)          | →⑦          |

- ① 氏名又は名称、住所、法人の代表者氏名の変更
- ・ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (※)
  - ・ 登記事項証明書 (法人の場合)
- ② 営業所の名称又は所在地の変更
- ・ 登記事項証明書 (商業登記の変更を必要とする場合)
- ③ 遊漁船の名称
- ・ 船舶検査証書の写し

- ④ 法人の場合、その役員の氏名の変更
- ・ 登記事項証明書
  - ・ 新たに役員となった者の住民票の抄本又はこれに代わる書面（※）
  - ・ 誓約書（別記様式第二号 23、24 ページ、記入例 40、41 ページ）
- ⑤ 法定代理人に係る変更（未成年者の場合）
- i 未成年者が事業者の場合、法定代理人の変更
- ・ 新たに法定代理人となった者の住民票の抄本又はこれに代わる書面（※）
  - ・ 誓約書  
（別記様式第二号 23、24 ページ、記入例 40、41 ページ）
- （新たに法定代理人となった者が法人である場合）
- ・ 登記事項証明書
  - ・ その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面（※）
  - ・ 誓約書  
（別記様式第二号 23、24 ページ、記入例 40、41 ページ）
- ii 未成年者が事業者の場合、法定代理人である法人の名称の変更
- ・ 登記事項証明書
- iii 未成年者が事業者の場合、法定代理人である法人の役員の変更
- ・ 新たに選任された主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面（※）
  - ・ 誓約書  
（別記様式第二号 23、24 ページ、記入例 40、41 ページ）
- ⑥ 遊漁船業務主任者の変更
- ・ 新たに選任された主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面（※）
  - ・ 海技免状（航海）又は一級・二級の小型船舶操縦免許証の写し  
（船長も兼ねる場合は、特定操縦免許の取得も必要）
  - ・ 実務経験又は実務研修証明書  
（別記様式第三号 25、26 ページ、記入例 42、43 ページ）
  - ・ 遊漁船業務主任者講習会修了証書の写し（交付から5年以内）

- ・誓約書  
(別記様式第三号の二 27、28 ページ、記入例 44、45 ページ)

- ⑦ その他遊漁船に係る変更及び損害賠償保険に係る変更
- ・遊漁船の損害賠償の支払い能力を証する書面  
(保険証券・付保証明書等の写し)
  - ・船舶検査証書の写し
  - ・保険の同意書 (被保険者が遊漁船業者と異なる場合のみ必要)  
(様式 34 ページ、記入例 49 ページ)

(※)

- ・住民票の抄本は交付されてから 3 ヶ月以内
- ・これに代わる書面  
…運転免許証の写し等。現在有効なもの、かつ氏名、生年月日及び現住所が確認できるもの

## (2) 業務規程を変更するときの手続

業務規程を変更するときは、あらかじめ、以下のア、イの書類を県に届け出なければなりません。

記載事項のうち、遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付でアの書類を作成し、根拠書類 (特定操縦免許証等) とともに提出してください。

- ア 業務規程変更届出書  
(別記様式第六号 30 ページ、記入例 47 ページ)

- イ 変更後の業務規程 (変更部分のみで可) 及び根拠書類

### <変更に係る事項及び添付書類の例>

変更に係る事項	変更後の業務規程及び根拠書類
業務主任者	別表 1、2、9
業務主任者講習の修了証明書の日付	別表 1 業務主任者講習会修了証明書の

	写し
特定操縦者免許の資格又は有効期間	別表 1 特定操縦者免許証の写し
遊漁船	別表 1、2、3、4、12
船舶検査証の航行区域又は有効期間	別表 1 船舶検査証の写し
案内する漁場の位置	別表 2、8 地図・海図などがある場合は 添付
遊漁船の係留場所又は利用者の乗降 場所	別表 3
損害賠償保険	別表 12

届出後は、営業所及び使用船舶に一部ずつ備え置いてください。  
（行政手続等のデジタル化の推進のため、令和6年4月以降は届出済  
印を押印した業務規程を返送しないこととします。）

## 5 遊漁船業者及び業務主任者の責務等

### (1) 遊漁船業者の責務等

○損害賠償保険の加入（3 ページ参照）

○登録事項の変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を県に届け出なければなりません。

○業務規程の変更の届出

業務規程の変更をするときは、あらかじめ、県に届け出なければなりません。

○廃業等の届出（18 ページ参照）

○遊漁船業務主任者

遊漁船業務主任者を選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理等の業務（15～17 ページ参照）を行わせなければなりません。

また、業務主任者がその責務をしっかりと実施するよう、業務規程に沿って、遊漁船業務主任者の管理や指導、教育・訓練を行う必要があります。

○気象情報の収集等

遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集しなければなりません。

遊漁船業者は、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはなりません。

○利用者名簿の備置き（8 ページ参照）

○周知させる義務

利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を掲示又は書面配布により周知させなければなりません。

○標識の掲示等（8 ページ参照）

○名義の利用等の禁止

登録を受けた者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはなりません。

また、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはなりません。

○事故の報告

重大な事故※が発生した場合、事故の発生後速やかに事故の内容等を県に届け出なければなりません（業務規程例 別記様式第1号参照）。

※衝突、乗揚げ、火災、転覆、設備の損傷のほか、死傷者が生じた事故

○利用者の安全確保等に関する情報の公表（8 ページ参照）

○業務規程の遵守



## (2) 業務主任者の責務等

- 誠実にその職務を行うこと
- 漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理を行うこと
- 漁場の選定を行うこと
- 利用者に対し、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと
- 利用者が採捕した、法令等で採捕を制限・禁止されている水産動植物の重量及び数量を確認し、漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な指示を与えること※

※利用者に対し、魚種に応じてどのような規制があるか、採捕が規制されている魚種を採捕した場合はどうしなければならないか（直ちに放流する等）を指示する、採捕報告が義務付けられている場合はその旨を周知し報告するよう促す等の必要があります。

- 気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合において、連絡責任者に連絡を行うこと
- 遊漁船の出航前に、以下の事項について確認し、確認を行った旨を記録すること（記録用紙は業務規程例参照）
  - 遊漁船業者に提出すること
    - ・出航前の検査が適切に実施されていること
    - ・船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないこと
- 出航判断等に関する意見
  - 遊漁船業者による出航判断に対して、自らの経験や気象・海象の予測情報等に基づき、必要な意見を述べること
  - なお、遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職

務を行う上での意見を尊重しなければなりません。

○実務研修※を行い、当該研修の内容を記録すること  
→遊漁船業者に提出すること

○遊漁船に乗り組んで業務を行ったときは、必要事項を記載した乗務記録を作成すること（業務規程例 別記様式第2号参照）  
→遊漁船業者に提出すること

○その他遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務を行うこと

（例）

- ・常に、適切な見張りを実施
- ・利用者に対する安全確保のための指導・助言
- ・瀬渡し等の場合の安全管理（巡回等）

〔瀬渡し後も、漁場付近での監視や定期的な巡回等を行うなど、利用者の安全管理を実施する必要があります。〕

… 等

※実務研修を実施する際は、以下を守らなければなりません。

①実務研修の実施者

- ・遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験を有すること
- ・実務研修を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力があること

②研修内容

- ・業務規程例 別記様式第3号別紙に沿って、業務形態（船釣り、瀬渡し、その他）ごとに30日以上（1日につき5時間以上）行うこと※
- ・実務研修を実施した際はその記録を作成すること（業務規程例 別記様式第3号参照）

③実務研修の実施海域

- ・業務主任者として実際に従事する海域でない場合には、実際に従事する海域の特性等についての必要な教育を十分に実施すること

④ 研修内容の習熟度の確認

- ・原則2日以上行うこと
- ・理解度に応じて必要な補習等を行うこと  
(習熟度確認表は業務規程例参照)

⑤ 実務研修証明書

- ・実務研修を修了した者に対し、実務研修証明書を交付しなければならない。

※ (例) 船釣り、瀬渡しを行いたい受講者

→船釣り(30日)、瀬渡し(30日)の実務研修(計60日)をそれぞれ受講する必要があります。

ただし、船釣りと瀬渡しで共通する技能の研修を実施している時間は複数業態の研修実績として構いません。

## 6 廃業等の手続

遊漁船業者が次のいずれかに該当することとなった場合、下表の該当者は、その日から 30 日以内に廃業等届出書によりその旨を県に届け出なければなりません。

届出が必要な場合	該当者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併・破産以外の理由により解散した場合	その清算人
遊漁船業を廃止した場合	遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であった法人を代表する役員

### ○ 廃業等届出書

別記様式第七号により必要事項を記入してください。  
(別記様式第七号 31 ページ、記入例 48 ページ)

※ 遊漁船業者以外の者は、遊漁船業に係る標識を掲示してはならないこととなっているので、営業所及び遊漁船に当該標識が掲示されている場合には、取り外すようお願いします。

インターネットで公表している事項についても同様に公表を取りやめてください。

## 7 問合せ先及び書類提出先

申請書等でご不明な点があれば、営業所の所在地を担当する部署までお問い合わせください。

### 問合せ先及び書類提出先一覧

営業所の所在地	担当部署	電話 (FAX)
東京内湾地区 (浦安市から富津市(旧富津町地域)及び下記以外の地域)	水産課 (漁業調整班)	043-223-3042 (043-221-3425)
銚子・九十九里地区 (銚子市・成田市(旧下総町の区域に限る)・東金市・旭市・匝瑳市・香取市・山武市・大網白里市・香取郡・山武郡)	銚子水産事務所 (漁業調整指導課)	0479-22-8397 (0479-22-9168)
安房地区 (館山市・鴨川市・富津市(旧天羽町・旧大佐和町地域)・南房総市・安房郡)	館山水産事務所 (漁業調整指導課)	0470-22-5761 (0470-23-6641)
夷隅地区 (茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡)	勝浦水産事務所 (漁業調整指導課)	0470-73-0108 (0470-73-4644)

# 各 様 式

表面

<h2 style="margin: 0;">遊漁船業者登録申請書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">証紙貼付欄 (消印してはならない。)</p>			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
<p>この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">千葉県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (      -      )		
	電話番号 (      )      - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び 役職名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
申請時において既に受けている登録			

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称					
	住所	郵便番号 (      -      )  電話番号 (      )      - メールアドレス				
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名						
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）		フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）		
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名 称			所 在 地 郵便番号 (      -      ) 電話番号 (      )      - メールアドレス			
法第 12 条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名						
損 害 賠 償 措 置						
フリガナ 遊漁船の 名称	保険契約又は共 済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の 定員	利用定員	填補限度額 (定員 1 名当 たりの額)	保険期間
		有・無				年 月 日から 年 月 日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登 録 番 号			登 録 年 月 日			

備 考

- 1 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
- 2 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 4 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 5 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 6 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあつては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること



誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

〔 登録申請者  
登録申請者の役員  
登録申請者の法定代理人  
登録申請者の法定代理人の役員 〕

年 月 日

申 請 者

千葉県知事 殿

備 考

「〔 登録申請者  
登録申請者の役員  
登録申請者の法定代理人  
登録申請者の法定代理人の役員 〕  
ものを消すこと。

」については、不要な

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
  - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
  - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
  - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第一百九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第十三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

## 実務経験証明書

（ ）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者  
電話番号

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称 （遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
（ ）			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 年 カ月 日

### 備 考

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

## 実務研修証明書

( ) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者  
電話番号

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 日

**備 考**

- 1 この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第 1 項第 3 号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 3 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律  
施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを  
誓約します。

年 月 日

申 請 者

千葉県知事 殿

## 備考

## ○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
- 二 法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

## ○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第十三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

## 遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

千葉県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号（      -      ）  電話番号（      ）      - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年      月      日		
変更に係る事項	変   更   前	変   更   後	変更年月日

## 業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年      月      日

届出者

千葉県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号（      -      ）  電話番号（      ）      - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年      月      日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日



<h2 style="margin: 0;">遊漁船業者廃業等届出書</h2> <p style="margin: 10px 0;">この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年      月      日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">千葉県知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号（      -      ）  電話番号（      ）      - メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年      月      日
廃止年月日	年      月      日
廃 止 の 事 由	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 20px;"> <p style="margin: 0;">死亡</p> <p style="margin: 5px 0;">合併により消滅</p> <p style="margin: 5px 0;">破産手続開始の決定により解散</p> <p style="margin: 5px 0;">合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p style="margin: 5px 0;">遊漁船業を廃止</p> </div>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	
登録番号	千葉県第 号
登録の有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

備 考（遊漁船に掲げる場合）

- 1 「遊漁船の名称」は、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。
- 4 遊漁船に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が16センチメートル以上、長辺が27センチメートル以上となるようにする。

備 考（営業所に掲げる場合）

営業所に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が25センチメートル以上、長辺が40センチメートル以上となるようにする。

別記様式第九号（第十八条関係）



備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇〇の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。
- (2) 大きさは10センチメートル以上、太さは1センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。

(参考様式)

\_\_\_\_\_様

同 意 書

私は、下記の事項について同意します。

記

一、私の所有する「船舶名：\_\_\_\_\_」(船舶登録番号：第\_\_\_\_\_号)以下「同船」という。)を\_\_\_\_\_ (以下「同業者」という。)の遊漁船業務に使用すること

二、私が\_\_\_\_\_と契約している同船の\_\_\_\_\_ (以下「同保険」という。)につき、同業者が同船の運航に伴い損害賠償義務が生じた場合、同保険契約に有する私の権利を同業者が行使すること

以上

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 印

## 記入例

千葉県収入証紙を貼ります。  
「新規」25,000円  
「更新」19,000円

表面

遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄  
(消印してはならない。)

どちらか不要なものを  
二重線で消します。

これらの※欄は記入  
しないでください。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

年 月 日

・申請書を提出する年月日と申請者の氏名を記入します。  
(押印は不要。以下同じ)

申請者 千葉 太郎

千葉県知事 殿

・「氏名又は名称」には、申請者の氏名、「住所」には、申請者の住所(住民票表記)等を記入します。  
・電話番号、メールアドレスは常につながるものを記入してください。

フリガナ 氏名又は名称	チバ タロ 千葉 太郎
住 所	郵便番号(260-8667) 千葉市中央区市場町1-1 電話番号 (043) 〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	個人の場合は、記入不要です。

法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
個人の場合は、記入不要です。			

申請時に既に登録を受けている場合は、その登録番号を記入してください。新規に登録を申請する場合は不要です。

申請時において既に受けている登録	
------------------	--

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称	申請者が未成年の場合には、法定代理人の氏名や住所等について記入します。				
	住所	郵便番号 ( - )	電話番号 ( ) - メールアドレス			
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名						
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ 氏名	役職	営業所の「名称」には、通常使う屋号などを記入し、「所在地」には、その営業所の住所等を記入します。			役職（常勤・非常勤）	
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名称			所在地 郵便番号 (260-8667) 電話番号 (043) 〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××			
ツリブネ チバマル 釣船 千葉丸			千葉市中央区市場町1-1			
法定第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名		千葉 太郎 千葉 次郎			選任する遊漁船業務主任者の氏名を記入します。	
損害賠償措置						
フリガナ 遊漁船の 名称	保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額 (定員1名当たりの額)	保険期間
ダイイチバマル 第一千葉丸	〇〇損害保険株式会社 遊漁船業者総合 保険	有・無	10人	20人	5,000万円	令和6年4月1日から 令和7年4月1日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登録番号			登録年月日			
東京第〇〇〇〇号			令和〇年〇月			

- ・保険証券などに記載されている内容を記入します。
- ・保険契約の名称、内容、期間等を記入します。
- ・瀬渡し特約を契約しているなら、その内容も記入します。

2 ※印のある欄には、記入しないこと。

3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。

4 「新規・更新」について

5 「営業所の名称及び住所」の欄は、全ての営業所について記入すること。

6 「損害賠償措置」の欄

- ・他県で登録をしている場合は、その登録番号及び登録年月日を記入します。
- ・登録を受けていない場合は、「無し」と記入します。

- ・遊漁船の定員には、船舶検査証の旅客定員を記入します。
- ・利用定員には瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数を記入します。

（遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

表面

<h2 style="margin: 0;">遊漁船業者登録申請書</h2>				証紙貼付欄 （消印してはならない。）
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年 月 日	
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。				
年 月 日				
申請書を提出する年月日と申請する会社の名称、代表者の役職・氏名を記入します。		申請者	有限会社 千葉丸 代表取締役 千葉 太郎	
千葉県知事 殿		「氏名又は名称」には会社名等の法人名、「住所」には、所在地を記入します。		
フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ チバマル 有限会社 千葉丸			
住 所	郵便番号（260-8667） 千葉市中央区市場町1-1 電話番号（043）〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	チバ タロウ 千葉 太郎			
法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役職名		・法人・会社用メールアドレスを記入します。 ・なければ代表者のメールアドレスを記入します。		
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	
チバ タロウ 千葉 太郎	代表取締役(常勤)			
チバ ジロウ 千葉 次郎	取締役(常勤)			
チバ ハナコ 千葉 花子	取締役(常勤)			
登記簿謄本に記載の役員、役職等について記入します。				
申請時において既に受けている登録				



裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称					
	住所	郵便番号 (      -      )		電話番号 (      )      - メールアドレス		
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名						
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名			役職（常勤・非常勤）
「名称」には、登記している商号などを記入し、 「所在地」には、その営業所の住所等を記入します。						
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名 称			所 在 地 郵便番号 (260-8667) 電話番号 (043) 〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××			
ユウゲンガイシャ チバマル 有限会社 千葉丸			千葉市中央区市場町1-1			
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者)の氏名		千葉 太郎      千葉 次郎				
損 害 賠 償 措 置						
フリガナ 遊漁船の 名称	保険契約又は共 済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の 定員	利用定員	填補限度額 (定員1名当 たりの額)	保険期間
ダイチバマル 第一千葉丸	〇〇損害保険株式 会社 遊漁船業者総合 保険	有・無	10人	20人	5,000万円	令和6年4月1日から 令和7年4月1日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登 録 番 号			登 録 年 月 日			
東京第〇〇〇〇号			令和〇年〇月〇日			

備 考

- 1 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
- 2 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 4 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 5 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 6 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあつては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

- 登録申請者
- 登録申請者の役員
- 登録申請者の法定代理人
- 登録申請者の法定代理人の役員

不要なものは二重線で消します。  
（例）

登録申請者が会社の役員の場合、以下のようにします。

- 登録申請者
- 登録申請者の役員
- ~~登録申請者の法定代理人~~
- ~~登録申請者の法定代理人の役員~~

申請者とは

- ・ 個人登録の場合→本人の氏名を記入します。
- ・ 法人登録の場合→会社の名称、代表者の役職及び氏名を記入します。

★ なお申請者が、遊漁船業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名の記入も必要となります。

令和〇年〇月〇日

申請者 千葉 太郎

★ 法定代理人 千葉 一郎

千葉県知事 殿

備 考

「  
 登録申請者  
 登録申請者の役員  
 登録申請者の法定代理人  
 登録申請者の法定代理人の役員  
 ）」

については、不要な

ものを消すこと。

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
  - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
  - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
  - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第一百九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第十三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

### 実務経験証明書

選任した業務主任者の氏名を記入します。

（ 千葉 二郎 ） は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

- ・ 遊漁船業者の下で従業者として実務がある場合  
→ 雇用者であった遊漁船業者の氏名及び電話番号を記入します（雇用者であった遊漁船業者が作成します。）。
- ・ 自ら遊漁船業者であって実務がある場合  
→ 本人の氏名（会社の名称）及び電話番号を記入します。

令和〇年〇月〇日

証明者 千葉 太郎  
電話番号 043 (〇〇) ××

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称 （遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
千葉 太郎 （千葉県第〇〇号）	船釣り、瀬渡し	木更津沖	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
合計期間			満 年 カ月 日

備 考

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小規模操縦免許の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

・ 実務経験については、1年以上である必要があります。

## 実務研修証明書

選任した業務主任者の氏名を記入します。

( 千葉 二郎 ) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

- ・実務研修実施者の氏名及び電話番号を記入します (実務研修を指導した者が作成します。)
- ・実務研修実施者は、1年以上の実務経験が必要です。

証明者 千葉 太郎  
電話番号 043 (〇〇) ××

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名 (遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号)	業務の形態 (船釣り、瀬渡し等)	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間 (1日につき5時間以上)
千葉 太郎 (千葉県第〇〇号)	船釣り	木更津沖	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
千葉 太郎 (千葉県第〇〇号)	瀬渡し	富津沖	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
( )			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 60 日

- ・業務形態 (船釣り、瀬渡し等) ごとに分けて記入します。
- ・他県で登録している業者から研修を受けてもかまいません。

- ・実務研修の期間の合計を記入します。
- ・実務研修は、1つの業務形態につき30日間 (1日5時間以上) 受ける必要があります。

証の写し及び第14条第1項第3号に基づき修了証明書の  
3 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者とは  
業務主任者の氏名ではなく、遊漁船業者（雇用主）の氏名を記入します。

- ・ 個人登録の場合→本人の氏名を記入します。
- ・ 法人登録の場合→会社の名称、代表者の役職及び氏名を記入します。

★ なお申請者が、遊漁船業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名の記入も必要となります。

令和〇年〇月〇日

申請者 千葉 太郎  
★ 法定代理人 千葉 一郎

千葉県知事 殿

## 備考

## ○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
- 二 法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

## ○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百七条の二第一項、第百七条の三第一項、第百七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第十三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

遊漁船業者登録事項変更届出書			
<p style="text-align: center;">この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>届出年月日と届出者氏名を記入します。 なお、届出者は、登録申請者と同じ人になります。</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>届出者 千葉 太郎</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">千葉県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称	チバ タロウ 千葉 太郎		
住 所	郵便番号（260-8667） 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 電話番号（043）〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	法人登録の場合、その代表者の氏名を記入します。		
登録番号	千葉県第〇〇号		
登録年月日	令和〇年〇月〇日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
保険の契約期間	令和6年〇月〇日～ 令和7年〇月〇日	令和7年〇月〇日～ 令和8年〇月〇日	令和7年〇月〇日
遊漁船の追加	第一千葉丸	第一千葉丸 第二千葉丸	令和7年〇月〇日
変更内容を 記入します。	変更前と変更後の内容について それぞれ記入します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更年月日を記入します。</li> <li>・保険の契約締結日等になります。</li> </ul>



### 業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

届出年月日と届出者氏名を記入します。  
 なお、届出者は、登録申請者と同じ人になります。

令和〇年〇月〇日

届出者 千葉 太郎

千葉県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	チバ タロウ 千葉 太郎	登録している氏名・会社名・住所等を記入します。	
住 所	郵便番号（260-8667） 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 電話番号（043）〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	法人登録の場合、その代表者の氏名を記入します。		
登録番号	千葉県第〇〇号		
登録年月日	令和〇年〇月〇日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
遊漁船の追加 (別表1、2、3 4、12)	第一千葉丸	第一千葉丸 第二千葉丸	令和〇年〇月〇日
業務主任者の追加 (別表1、2、9)	千葉 太郎	千葉 太郎 千葉 一郎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更年月日を記入します。</li> <li>・業務規程の変更はあらかじめ届出が必要です(届出日よりあとの日付になります)。</li> </ul>
変更前と変更後の内容についてそれぞれ記入します。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容と対応する別表の番号を記入します。</li> <li>・変更した別表を添付します。</li> </ul>			

遊漁船業者廃業等届出書	
この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。	
令和〇年〇月〇日	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     登録していた事業者の名称を記入します                      ・個人登録の場合→氏名                      ・法人登録の場合→会社名                 </div>	
届出者 千葉 太郎	
千葉県知事殿	
フリガナ 氏名又は名称	チバ タ 千葉 太
住 所	郵便番号（260-8667） 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 電話番号（043）〇〇〇-×××× メールアドレス 〇〇〇@×××.××
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	法人登録の場合、その代表者の氏名を記入します。
登録番号	千葉県第〇〇号
登録年月日	令和〇年〇月〇日
廃止年月日	年 月 日
廃 止 の 事 由	
死亡 <del>合併により消滅</del> <del>破産手続開始の決定により解散</del> <del>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</del> 遊漁船業を廃止	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

記入例

千葉 太郎 様

遊漁船業者の氏名を記入します。

同意書

私は、下記の事項について同意します。

記

遊漁船業者の氏名を記入します。

- 一、私の所有する「船舶名：千葉丸」(船舶番号：第〇〇一〇〇〇号)以下「同船」という。)を千葉太郎(以下「同業者」という。)の遊漁船業務に使用すること
- 二、私が〇〇損害保険株式会社と契約している同船の〇〇総合保険(以下「同保険」という。)につき、同業者が同船の運航に伴い損害賠償義務が生じた場合、同保険契約に有する私の権利を同業者が行使すること

以上

令和 年 月 日

千葉 次郎 印

- ・ 保険契約者及び船舶所有者の氏名を記入します。
- ・ 押印が必要です。

利用者名簿の参考様式

例1

〇〇丸

利用日： 年 月 日 時 分

(～ 日 時 分予定)

漁場の位置：

No.	氏名	住所	電話番号	性別	年齢	備考 (緊急時の連絡先等)

例2…個人情報保護を目的とした様式例

〇 〇	〇 〇																																																
〇〇丸	〇〇丸																																																
漁場の位置：	漁場の位置：																																																
<table border="1"> <tr> <td>No.1</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td></td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>緊急時の 連絡先等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用日</td> <td colspan="3">年 月 日 時 分 (～ 日 時 分予定)</td> </tr> </table>	No.1	氏名			年齢		性別	男・女	住所				電話番号				緊急時の 連絡先等				利用日	年 月 日 時 分 (～ 日 時 分予定)			<table border="1"> <tr> <td>No.2</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td></td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>緊急時の 連絡先等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用日</td> <td colspan="3">年 月 日 時 分 (～ 日 時 分予定)</td> </tr> </table>	No.2	氏名			年齢		性別	男・女	住所				電話番号				緊急時の 連絡先等				利用日	年 月 日 時 分 (～ 日 時 分予定)		
No.1	氏名																																																
年齢		性別	男・女																																														
住所																																																	
電話番号																																																	
緊急時の 連絡先等																																																	
利用日	年 月 日 時 分 (～ 日 時 分予定)																																																
No.2	氏名																																																
年齢		性別	男・女																																														
住所																																																	
電話番号																																																	
緊急時の 連絡先等																																																	
利用日	年 月 日 時 分 (～ 日 時 分予定)																																																

# インターネットでの公表のイメージ (例)

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償責任の保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○
		航行区域 (該当に○)		遊漁船の使用状況 (該当に○)		
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※の状況 (該当に○)	救命設備※1の状況 (該当に○)		
		船舶の所有状況 (該当に○)				
			ト	m	人	
		( ) 平水・( ) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海				( ) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 ( ) その他
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用				( ) その他
		( ) 単独記載・( ) 重複記載	( ) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他		( )
		( ) 自己所有船舶・( ) 他者所有船舶				
			ト	m	人	
		( ) 平水・( ) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海				( ) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 ( ) その他
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用				( )
		( ) 単独記載・( ) 重複記載	( ) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他		( )
		( ) 自己所有船舶・( ) 他者所有船舶				
		重複記載※3している場合の事由	( ) 多客期にチャーターするため ( ) その他 ( )			

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

<p>航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。</p> <p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。</li> <li>・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。</li> <li>・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します</li> <li>・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。</li> <li>・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。</li> <li>・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。</li> <li>・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避險線等の設定を行います。</li> <li>・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避險線に基づいた安全な航行を行います。</li> <li>・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>○船釣りをする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。</li> </ul> <p>○瀬渡しをする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。</li> <li>・磯等において、利用者は常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。</li> <li>・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。</li> </ul> <p>○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に換業します。</li> </ul>
--

別添

<p>利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）</p> <p>岩場</p> <p>浅瀬</p> <p>河川域</p> <p>防波堤</p> <p>定置網</p> <p>養殖施設</p> <p>その他</p>
<p>自船の位置及び設定した航路の航行並びに避險線に基づいた航行の確認方法</p>

